

2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書（案） に対する環境大臣意見

1 はじめに

2005 年日本国際博覧会（以下、「万博」）に係る環境影響評価については、「2005 年日本国際博覧会環境影響評価要領」（通商産業大臣官房商務流通審議官通達）（以下、「要領」）に基づき、財団法人 2005 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」）が平成 10 年 4 月、その手続きに着手した。

平成 11 年 2 月、瀬戸市の海上の森を主会場とする案（以下、「案」）について、2005 年日本国際博覧会に係る環境影響準備書が公告された。また、同年 5 月には、海上の森でオオタカの営巣が確認された。

その後、平成 11 年 10 月には、案についてのみならず、環境保全措置として一部の施設を長久手町の青少年公園に移動する代替案（以下、「案」）も含め、2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書（以下、「評価書」）が作成された。

同年 12 月、評価書に対し、海上の森の環境保全措置として青少年公園地区を活用し、事業全体の環境負荷を低減すること、青少年公園の土地利用の精査、施設整備内容の検討を十分に行うこと等の環境庁長官（当時）の意見を通商産業大臣（当時）に対し述べた。

その後、万博の会場については、環境保全等の観点から協会に設けられた「愛知万博検討会議（海上地区を中心として）」（学識経験者、NGO、その他で構成）で検討が進められ、平成 12 年 7 月には海上の森における会場を縮小し主会場を青少年公園とする大幅な計画の変更案が示された。この案をもとに、平成 12 年 12 月には博覧会国際事務局（BIE）に万博の登録が承認され、平成 13 年 12 月には会場計画等を具体化した「2005 年日本国際博覧会基本計画」（以下、「基本計画」）が協会により公表された。

平成 14 年 3 月 12 日には、基本計画を踏まえ、2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書（案）（以下、「修正評価書（案）」）が公表され、経済産業大臣は、同年 3 月 13 日付けで、平成 11 年 10 月作成の評価書の計画が大幅に変更されたこと等を理由に、環境大臣宛に意見照会¹を行った。そこで、修正評価書（案）に対し、環境保全上の観点から経済産業大臣に対し、環境大臣意見を以下のとおり述べるものである。

今回の環境大臣意見は、平成 11 年 12 月の評価書に対して環境庁長官意見として述べている事項に加え、さらに配慮すべき事項について述べるものである。なお、今

¹ 経済産業省大臣官房商務流通審議官通知（平成 13 年 12 月 20 日）に基づいた手続き

回述べる事項と同様、前回の環境庁長官意見も、引き続き適切に対処される必要があると考えている。

2 予測・評価・対策の実施

基本計画に基づく修正評価書（案）の内容は、計画の熟度が高まり評価書の段階よりも検討が進んだものとなっているが、一部の施設等については、具体的な計画が策定されていない等のため、計画の熟度に応じて引き続き予測・評価を行うこととしている。

【会場整備²中の環境影響の予測】

海上地区と青少年公園地区を結ぶゴンドラの整備については具体的な計画を策定中であるとしている。

また、会場周辺の数km離れた自家用駐車場の整備、青少年公園西地区ターミナルの整備、ヘリコプター発着地の整備（以下、「駐車場整備等」）は、土地の借地等を伴うことから、具体的な計画が策定されていない。

このため、これらについては、計画の具体化に応じて環境影響の予測をすることとされている。

【開催時の環境影響の予測】

開催時の催事・営業、出展、会場管理・運営等の計画（以下、「催事等の計画」）については、基本計画において基本となる考え方は示されている。しかし、多種多様な参加主体に依存しており、現在、具体的な催事等の計画が策定されていないため、開催時の催事等における会場内の騒音の予測はこれらの計画の具体化に応じて行うこととされている。

また、会場内から排出される廃棄物等の予測については、実質的なものにする必要がある。

【会期終了後の予測】

会期終了後の施設撤去等の具体的な計画については、今後策定されることから、その段階でそれらに関する環境影響の予測を実施することとされている。

このため、以下の(1)から(3)に述べる措置が必要である。

(1) 施設計画の具体化と予測・評価・対策の実施

ゴンドラ

ゴンドラについては、その計画が策定中であることを理由に環境影響の予測・評価が実施されていないが、ゴンドラの整備については 案には盛り込まれていなかった

² 会場整備とは、開催までに実施される、施設等の工事、パビリオン等の展示物の整備等をいう。

たため、早急に予測・評価を行い、環境保全措置（環境モニタリングを含む。）の検討を行うとともに、ゴンドラの予測・評価の結果を踏まえ、案と比較し、環境負荷が低減されているかについて確認すること。これらの検討及び確認結果を修正評価書（案）の補正版（以下、「修正評価書（補正版）」）において明らかにすること。

駐車場整備等

駐車場整備等については、具体的な計画の検討を進め、計画の策定後、環境影響の予測・評価を早急に実施し、環境保全措置を検討すること。

なお、これらの整備が加わることにより、現時点の予測・評価の前提となっている工事工程等に変更が生じる可能性がある。このため、工事量の増加等により現在予測している環境影響について著しい増加が懸念される場合には、環境影響の低減を図るよう、環境保全措置を再検討すること。その結果を公表した上で、当該駐車場整備等の工事に着手すること。

(2) 催事等の計画及び会期終了後の計画の具体化と予測・評価・対策の実施

開催時の騒音等

催事等の計画の熟度に応じ、必要な場合には現在想定している計画諸元の見直しも行った上、開催時の会場内の騒音、振動、光害、水質等の環境影響については、予測・評価を実施するとともに、環境保全措置の検討を行うこと。

また、その結果については、開催時まで公表すること。

特に、開催時の騒音については、催事及び連絡・案内等の放送による騒音影響が懸念されるため、騒音レベルを低減する観点から、その内容、場所、時間について十分な配慮を行うこと。

会期終了後

会期終了後の施設等撤去の計画の検討を進め、環境影響の予測・評価を計画の策定後早急に実施し、環境保全措置を検討すること。

また、その結果については、遅くとも会期終了時まで公表を行うこと。

(3) 廃棄物等の発生抑制・リサイクル対策

修正評価書（案）では、廃棄物等については、会場整備中及び開催時において、「回避・低減のための方針」に基づき、対策を実施しようとしている。

しかし、工事の実施による影響については、現状では会期終了後の工事計画が具体化していないなど計画の熟度は低く、廃棄物等の対策が示されていないが、建設リサイクル法が施行されたことに伴い、法対象の3品目（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材）別の排出量及び再資源化等率を明らかにする必要がある。

開催時の影響については、発生量に対する場外処分量の目標が約30%とされているが、ゼロエミッションを目指す万博であり、廃棄物等の種類別に発生抑制、リユース・リサイクルの具体的な方策、定量的な目標等を定め、なお一層の取組を進める必要がある。

そこで、会場整備中、開催時、会期終了後の各段階における廃棄物等の発生量等を十分に予測した上で、発生抑制及び循環的な利用の推進方策に関する具体的な行動計画を各段階で策定し、実施すること。また、行動計画の策定、実施等にあたっては、専門家等の意見を聴くとともに、目標とする実施効果を含め行動計画の内容を公表すること。

3 計画の熟度に応じた予測・評価の再確認

会場整備に伴う土砂運搬のダンプトラック等の走行及び会場内での建設機械の稼働等に伴う騒音、粉じん等の大気環境、並びに土地の造成による土砂流出による河川水質の悪化等の水環境等については既に環境影響の予測・評価が実施されている。また、開催時の会場へのアクセスによる周辺道路の騒音・大気質の大気環境、温室効果ガスの発生量等についても同様である。

しかし、今後、具体的な工事・施設整備の内容、輸送に関する事項等が明らかになるに従い、現在想定している工法、整備内容等並びにアクセスルート、車両数等の運行の変更が生じる可能性があり、現時点で予測・評価の前提としている計画諸元、工事工程等に変更が生じることが予想される。

このため、以下(1)から(3)に述べる措置が必要である。

(1) 環境影響の予測・評価の再確認

今後、現在想定している計画諸元、工事工程等、修正評価書（補正版）の内容に関する大きな変更により、現在予測している環境影響が著しく増加することのないよう、適宜環境モニタリングの結果も踏まえ、予測・評価の再確認を行い、環境保全措置を再検討し、その結果を公表した上で、変更が生じた工事に着手すること。

(2) 公共用水域への濁水対策

海上の森及び青少年公園の両地区における工事に伴う濁水による環境への影響については、予測の前提となっている沈砂池の配置・規模等については、現時点で予測される環境負荷を上回らないような設計を行い、その結果を公表すること。

なお、工事に伴う濁水の公共用水域への放流にあたっては、予測・評価どおり環境負荷が低減されるよう、工事中の監視を行うとともに、沈砂池の効果が発揮されるよう維持管理を行うこと。

(3) 地球温暖化対策

修正評価書（案）では、温室効果ガスに関する発生量等の予測・評価を行っており、温室効果ガスの環境保全対策については、会場整備において、工事用車両の最新規制適合車の活用、急加速・急発進・アイドリングの回避、工事機械の適正な運転等、また、開催時においては、新エネルギーの利用、省エネルギー型建築物の利用、適正な冷暖房温度の設定、会場アクセスにおける公共交通機関の利用促進等の方針を定めている。

このため、その方針の実効性をより高めるため、今後、施設の整備内容の具体化

にあわせ、予測・評価の再確認を行うとともに、会場整備中、開催時、会期終了後の各段階における具体的な地球温暖化防止対策の行動計画を策定し、実施すること。なお、策定にあたっては、専門家等の意見を聴くとともに、目標とする実施効果を含め、行動計画の内容を公表すること。

4 具体的な環境モニタリング計画の策定及びそれに基づく対応

【自然環境に関する予測】

ゴンドラの整備に伴うものを除き、動植物、生態系に対する会場整備、開催に伴う環境影響については、回避・低減できるよう、施設配置計画やその他の環境保全措置が検討されている。特に、オオタカ、ハチクマ等の猛禽類については、営巣木及びその近傍の直接改変は回避されるとともに、採餌等その生息への影響が最小限になるよう環境保全措置の検討がなされている。

しかし、周辺に生育・生息する動植物に対する会場整備中や開催時の影響については、その予測・評価に対する不確実性が残る。

【大気環境に関する予測】

大気環境については、会場整備に係る予測・評価が実施され著しい影響はないとされているが、万博会場周辺における浮遊粒子状物質濃度、二酸化窒素濃度、騒音が現状においても高く、今後万博に関連した会場周辺の道路等の整備に伴う、工事車両の増加、開催中の交通渋滞等の不確実性が残る。

【水環境に関する予測】

水環境については、施設の整備における塗料等の使用、開催中の樹木への農薬の使用等による公共用水域への流出等について、管理の徹底等を行うことにしているが、不確実性が残る。

また、地下水については、地下水脈等の把握を行い、会場整備に伴う影響はないとしているが、その予測は、ボーリング等の限られたデータによるものであることから、予測の不確実性が残る。

このため、以下(1)から(4)に述べる措置が必要である。

(1) 具体的な環境モニタリング計画の策定

予測の不確実性等を踏まえ、環境モニタリングを実施することになっているが、修正評価書(案)には、環境モニタリングの具体的な計画が記載されていないことから、調査に関する項目、時期、地点、環境保全のための監視目標、対応措置等を早急に検討し、その結果を修正評価書(補正版)に記載すること。

(2) 事業による著しい環境影響が生じた場合の対応

万博の事業の実施にあたっては、上記の環境モニタリング計画に基づき、環境モニタリングを実施し、事業による著しい環境影響が明らかになった場合には、専門家

等の意見を聴取し、適切な措置を講じるとともに、公表すること。

(3) オオタカ、ハチクマ

オオタカ、ハチクマについては、会場地の近傍で営巣が確認されていることから、当該営巣個体の保護に関しては、国際博会場関連オオタカ調査検討会をはじめ専門家の意見を聴取し、繁殖を含め生息に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対処すること。

また、万博の事業実施にあたっては、環境モニタリングを行い、その調査に関して専門家の意見を聴取した上で、事業による影響が明らかとなった場合には、工事計画の調整を含め、適切な措置を講じること。

(4) 公共用水域、地下水

有害物質等の公共用水域への流出等が懸念されることから、その影響を防止するためにモニタリングを含め必要な対策を実施し、適切な措置を講じること。

会場整備に伴う土地の改変による地下水の涵養地域及び利用地域への影響については、工事の着手前、会場整備中及び開催時を通して地下水等に係る環境モニタリングを実施し、適切な措置を講じること。

5 着実な環境負荷の低減

万博のメインテーマは「自然の叡智」であり、サブテーマも「循環型社会」であり、環境に配慮した万博を目指していることから、万博事業のあらゆる段階において、環境負荷の低減を図る必要がある。

このため、以下(1)から(5)に述べる措置が必要である。

(1) 最新の技術等による環境保全措置の検討

博覧会に係る環境影響評価は、会場計画の早期の段階から行われてきており、その都度の評価は計画の検討に反映させる効果をもたらしてきている。今後もこのような取り組みを進めることは重要であり、また、万博事業のあらゆる段階において、常に最新の知見等の把握も行い、採用しうる最新の環境保全技術を取り入れ、一層の環境負荷の低減に努めること。

(2) 入場者数による環境負荷

計画基準日入場者数を上回る観客数により環境影響が増大する事態に備え、開催時における日々の入場者数の動向等からその後の入場者数を予測するとともに、愛知県・地元市町村その他の関係者と連携した体制をつくり、来場・退場時間の分散化、輸送量の平準化等の必要な措置を講じること。

(3) 関係機関の協力による更なる騒音等の環境負荷の低減

万博会場の周辺においては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気汚染、道路交通騒音が現状においても高い水準にあり、さらに会場整備、開催中に伴う影響が加わることから、関係する地方公共団体等と協力の上、次のような対策を検討し、必

要な環境保全措置を実施すること。

会場整備、万博関連工事及び開催の車両交通により、会場周辺の道路では交通量が増え、地域の大気質、騒音等の環境負荷が増大すると考えられる。よって周辺教育機関等を含む地域住民への環境負荷を可能な限り軽減するため、万博工事関係車両の運行ルート、万博関係者の通勤方法、来場者の駐車場の配置計画、シャトルバスの運行ルート等の会場周辺道路の交通に影響を与える要因となる事項については、地元の地方公共団体等の関係機関と十分に調整し決定すること。

上記の措置を会場周辺の教育機関等を含め地域住民に周知すること。

(4) 会場及びその周辺の動植物への影響

会場及びその周辺では、希少種を含む重要な動植物の生息・生育が確認されていることから、万博の事業の実施による生息・生育に及ぼす影響が可能な限り小さくなるよう、施設設置のための工法等について更に検討を加える等、環境影響の回避・低減を図ること。

(5) ゼロエミッションに向けた取組

会場の建設工事及び解体工事に伴う建設副産物については、発生を抑制するとともに、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）の完全施行を踏まえ、同法基本方針に基づく措置を着実に実施すること。そのための、発生量、再資源化等率等の目標を設定すること。

開催時に発生する廃棄物等については、発生抑制・再使用・再生利用を推進するものであるが、ゼロエミッションの達成に向けて必要な措置をわかりやすく整理し、客観的な目標を設定するとともに、会期終了後においてその結果の評価・公表を行うこと。

6 住民、専門家からの意見聴取の実施

(1) 住民とのコミュニケーション

2(1) における公表等、修正評価書（案）の補正後において行われる2から5に述べる公表に際しては、住民の理解を得られるよう努めること。また、住民等の意見があった場合には、これに配慮して適切な対応を行うこと。

(2) 専門家等の指導・助言

環境影響の予測・評価及び環境保全措置の検討については、引き続き専門家等の指導・助言を得ながら行うこと。また、今後、会場整備、開催にあたっては、環境保全措置が着実に実施されるよう、専門家等の指導・助言を受けるとともに、会期終了後その措置の効果の検証を行うこと。

7 公表資料等のとりまとめ及びその公表

2(1) における公表等、2. から 5. に述べる公表は、適宜行われるべきものであるが、万博事業に係る環境保全措置に関して住民の理解や地方公共団体の協力を得るために、開催前の適切な時期に既に公表されている内容を集大成し、公表することが必要である。

また、2(1) 、2(2)、4(2)の公表は、要領第22条に基づく手続き(追跡調査)として実施すること。